

関東信越税理士会 熊谷支部 12月月例会次第

日時 令和2年12月9日(水)
午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | |
|---------------|-------------------------|-------------------|
| (1) 11月 9日(月) | 例会・署との協議会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (2) 11月 9日(月) | 県北ブロック研修会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (3) 11月12日(月) | 法人会年末調整セミナー | 於 埼玉グランドホテル深谷 |
| (4) 11月17日(火) | 「税を考える週間」広報部 無料電話相談 | |
| (5) 11月18日(月) | 農業青色申告会との協議会 | 於 JAふかや北部営農経済センター |
| (6) 11月30日(月) | 熊谷一日合同行政相談 | 於 熊谷文化創造館さくらめいと |
| (7) 12月 1日(月) | 正副支部長・地域長会議 | 於 支部事務局 |
| (8) 12月 1日(月) | 熊谷税務署との協議会 | 於 熊谷税務署 |
| (9) 12月 4日(金) | 税務支援対策部確定申告期無料納税相談日程表作成 | 於 支部事務局 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 研修会

日時 12月9日(水)午後2時00分～3時50分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 税理士法・書面添付

(2) 例会・署との協議会

日時 12月9日(水)午後4時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス

(3) 理事推薦委員会

日時 12月9日(水)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(4) 熊谷法人会青年部「税務研修会」

日時 12月18日(金)午後4時00分～5時30分
場所 埼玉グランドホテル深谷

(5) 正副支部長・地域長会議

日時 1月6日(水)午後2時30分～4時00分
場所 支部事務局

(6) 熊谷税務署との協議会

日時 1月6日(水)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(7) 四者協議会

日時 1月8日(金)午後3時30分～
場所 熊谷市立商工会館

(8) 令和2年度第2回理事会

日時 1月14日(木)例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

埼玉県連会員相談室相談員 戸井田利夫会員・納見 宏会員
熊谷市商工業振興対策委員会委員 清水茂昭会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 令和3年1月14日(木) 午前9時30分～ 署との協議会・例会
*バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 1月14日(木)午前10時45分～12時15分
内容 「令和3年度 厚生労働省助成金受給の解説」
講師 社会保険労務士 溝渕 麻理先生
単位 1.5単位

バス 熊谷駅南口より午前9時10分発

8. その他

令和3年3月申告用『所得税の確定申告の手引き』が、協同組合にご加入の会員は一人一冊無償で配布されますが、追加で必要な会員は支部事務局までご連絡ください。

一冊 特別価格 1,848円
申込締切 12月17日(木)

9. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和2年12月9日現在)

2月例会	2月 8日(月)	午前10時00分～
3月例会	3月26日(金)	午後 4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

令和2年12月9日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
副支部長 福島泰彦
地域長 清水茂昭
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修

令和2年度例会時熊谷支部研修会のご案内

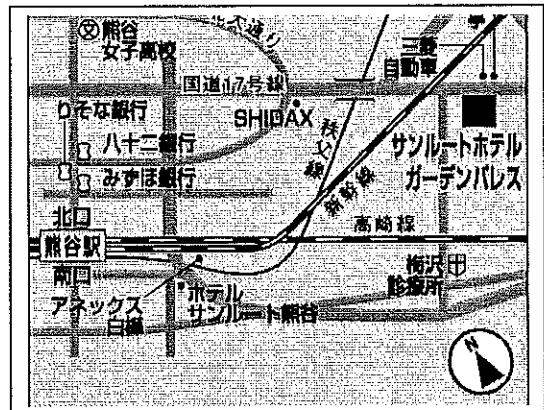
拝啓 朝晩の寒さも厳しくなってきましたが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので何かとお忙しいこととは存じますが多くの会員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

敬具

記

日時 令和3年1月14日(木) 午前10時45分～12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『令和3年度 厚生労働省助成金受給の解説』
講師 社会保険労務士 溝渕 麻理先生
対象 熊谷支部会員
単位 1.5単位
バス 熊谷駅南口 9時10分発



★資料準備の為、12月21日(月)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和3年1月14日の研修会に出席します。

会員名 _____

【アンケート調査】

令和2年12月9日

次年度の会務運営の指針としますので、下記アンケート事項についてお答え下さい。
なお、希望する部門が多い場合、または全く希望のない部門については、支部役員会には
かり決定いたします。

1. 次のうち、どの部門を希望しますか。第1～第3希望まで記入して下さい。

- ① 総務部 () ② 業務対策部 () ③ 経理部 () ④ 会報部 ()
⑤ 制度部 () ⑥ 税務支援対策部 () ⑦ 調査研究部 () ⑧ 研修部 ()
⑨ 広報部 () ⑩ 情報システム部 () ⑪ 福祉共済部 ()
⑫ 公益活動対策部 () ⑬ 租税教育推進部 () ⑭ 電子申告推進特別委員会 ()

※ ⑩・⑫・⑬・⑭については重複可。なお、税務支援対策部所属の会員は継続記
帳指導を担当することとなります。

2. 下記の相談室等への派遣を希望しますか。

- ① 商工会議所 (熊谷・深谷)
② 商工会 (妻沼・寄居・岡部・江南・ふかや青淵…岡部・川本・花園・豊里)
③ 市民相談室 (熊谷)
④ 希望しない ()

3. 部外に対する研修会・講演会の講師として、派遣を希望しますか。

- ① 希望する。 科目 ()
② 希望しない ()

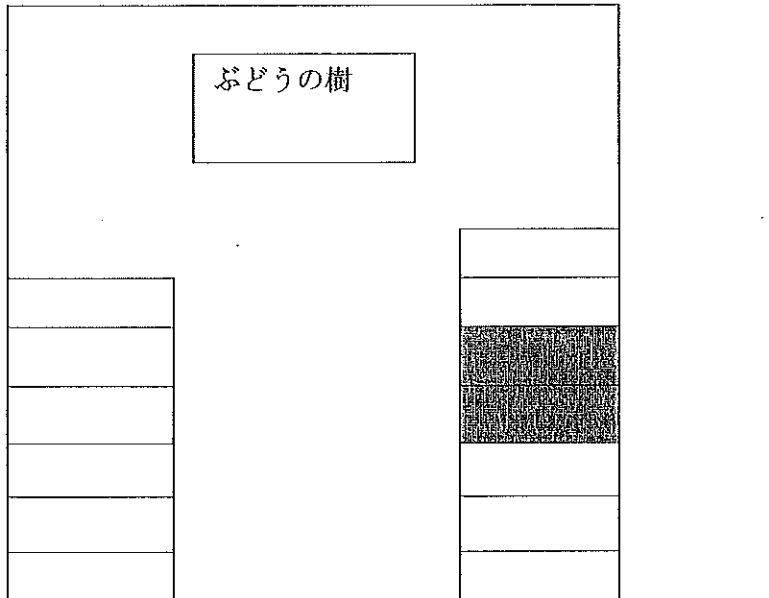
4. 例会時研修にて希望するテーマはありますか。

5. 愛好会への入会希望

音楽愛好会・ゴルフ愛好会・麻雀愛好会

氏 名 _____

*1月24日までに支部事務局にご提出下さい。FAX521-9612



熊谷税務署

* 聖パウロ教会駐車場の利用場所は上記の2台分です。

* 利用期間は1月1日から3月31までです。

P

税理士会熊谷支部

令和2年12月9日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久

日頃は、熊谷支部運営にご協力いただき誠にありがとうございます。
今年も早くも1年が終わろうとしています。新型コロナウイルス感染症のため、定期総会、地区委員会、東京一日研修、歩け歩け大会、納涼会、忘年会も中止になり、会員の皆様と懇親の場を設けることができず、大変残念に思っております。

そこで新しい年が皆様にとって良い年となるよう祈念して、1月の研修会終了後に特別なお弁当をご用意いたしますのでお持ち帰りいただきます。
研修会後に配布いたしますので、研修会までのご参加をよろしくお願いいたします。

予約注文になっておりますので、1月例会・研修会に出席をされる方は、お手数ですが事務局までFAXをお願いいたします。

多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

FAX048-521-9612

令和3年1月14日の例会・研修会に出席します。

会員名 _____

*研修会終了後にお配りいたします

日税連等からのお知らせについて(周知依頼)

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の2点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、以下の情報については、本会ホームページの会員向けトピックスにも掲載がございますので、お含みおきくださいますようお願い申し上げます。

(日本税理士会連合会)

「第五世代税理士用電子証明書の発行について」

日本税理士会連合会では、2021年4月より新しい電子証明書(第五世代税理士用電子証明書)の発行を開始いたします。

第五世代税理士用電子証明書では、現行の第四世代税理士用電子証明書を利用してオンラインで申し込むことができ、当該申込みについては公的証明書の添付が不要となります。このため、第四世代税理士用電子証明書を取得している税理士会員にはオンライン申込みを行っていただきたく、別添のとおり第五世代税理士用電子証明書の発行に関する案内を作成いたしました。

別添の案内につきましては、非常に重要な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。今後、会報誌「関東信越税理士界」においても周知する予定です。

●関東信越税理士会ホームページ

<第五世代税理士用電子証明書の発行について>

<http://www.kzei.or.jp/news/zeirishi/zeirishikai/2020/11/25-105216.html>

(関東財務局)

「新型コロナウイルス感染症に関する金融相談ダイヤルの設置について」

関東財務局では、新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関との取引に係る相談等を受け付けるための相談ダイヤルを開設しました。詳細は以下のホームページからご確認ください。

●関東信越税理士会ホームページ

<(関東財務局)新型コロナウイルス感染症に関する金融相談ダイヤルの設置について>

<http://www.kzei.or.jp/news/zeirishi/zeirishikai/2020/11/25-103004.html>

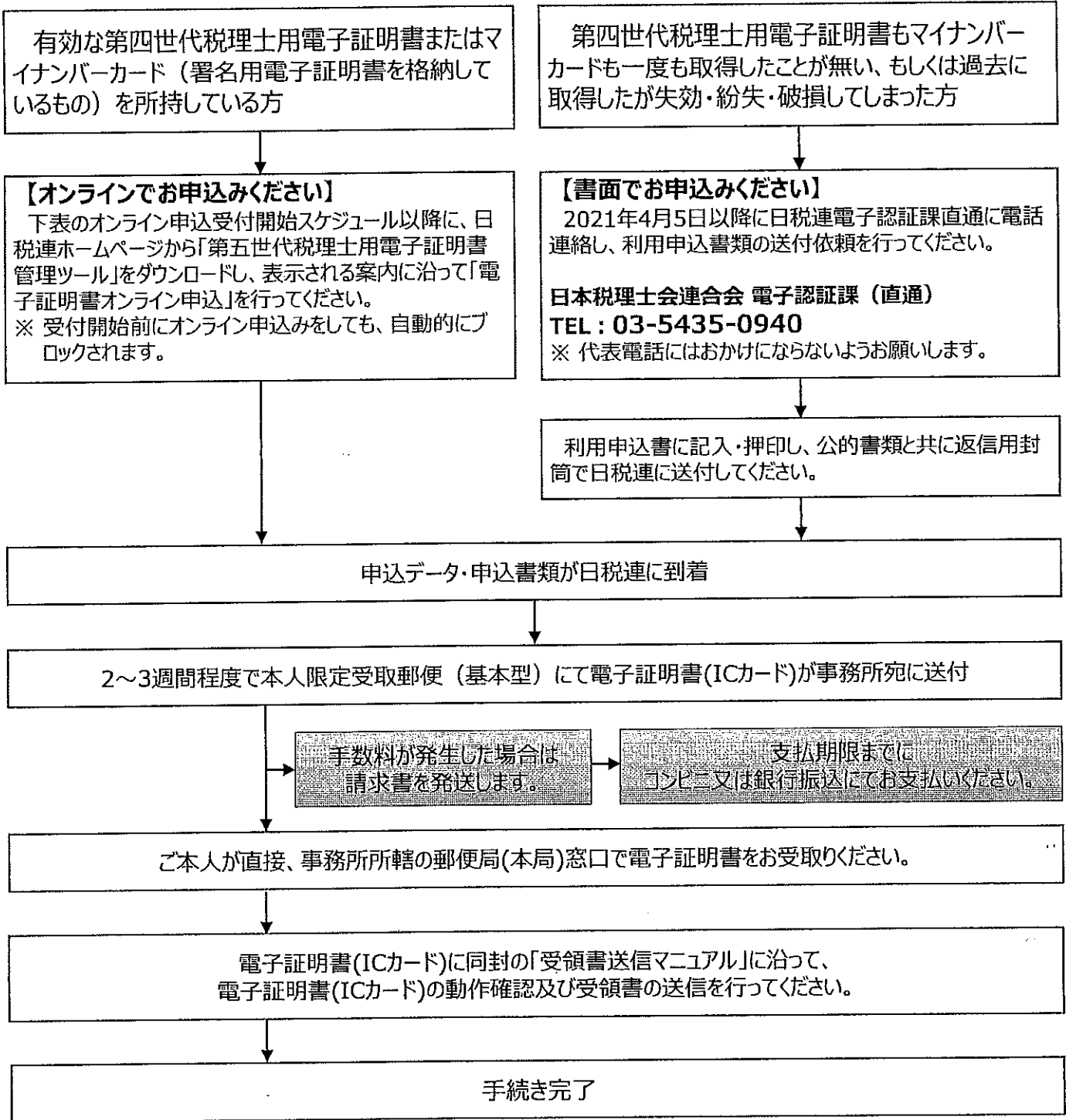
令和2年11月30日

情報システム部長 水庭 清隆

中小企業業務対策部長 片山 和郎

中小企業業務対策部副部長 堀江 勤

第五世代税理士用電子証明書取得の流れ 2021年4月5日～



オンライン申込受付開始スケジュール（予定）

	2021年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
北陸会、中国会、四国会、九州北部会、南九州会、沖縄会に所属する会員	5日						
北海道会、東北会、名古屋会、東海会に所属する会員	19日						
近畿会に所属する会員		10日					
東京地方会、千葉県会、関東信越会に所属する会員		31日					
東京会に所属する会員			28日				

※ 第四世代税理士用電子証明書の発行は2021年3月15日申込書到着分をもって終了させていただきます。

※ 2021年3月以降の新規登録会員へは、通常どおり登録月の月末～翌月初を目途に、事務所宛に利用申込書類一式を一旦発送いたします。

第五世代税理士用電子証明書の発行に関する質問と回答

Q1 オンライン申込みをするために必要な環境を教えてください。

A1 ① インターネットに接続したパソコン（対応OS：Windows 10、8.1）
② ICカードリーダライタ（第四世代税理士用電子証明書に対応しているもの）
をご用意ください。なお、第四世代税理士用電子証明書に対応しているICカードリーダライタは第五世代税理士用電子証明書でも引き続き利用可能です。また、マイナンバーカードにも対応しています。

Q2 事務所所在地や自宅住所が変更になっている場合、何か手続きが必要ですか。

A2 税理士用電子証明書の発行には税理士名簿の情報を使用します。このため、税理士名簿の変更手続きが必要です。所属の税理士会に変更登録申請書を提出し、変更内容が反映された後にお申込みください。

Q3 「第五世代税理士用電子証明書 管理ツール」のダウンロードに必要なユーザー名とパスワードを教えてください。

A3 ユーザー名とパスワードは以下のとおりです。

ユーザー名「taxnz」 パスワード「taxnz」

Q4 「第五世代税理士用電子証明書 管理ツール」をインストールすると、第四世代税理士用電子証明書は使用できなくなりますか。

A4 使用できます。第五世代税理士用電子証明書管理ツールは、第四世代及び第五世代税理士用電子証明書の両方に対応しています。

Q5 マイナンバーカードを利用した申込みについて注意することはありますか。

A5 有効な署名用電子証明書が格納されている必要があります。マイナンバーカード発行時に格納を希望していない場合や、有効期限が切れている場合は申込みできません。また、署名用電子証明書の暗証番号も必要です。

※ 税理士名簿に旧姓登録されている方は、マイナンバーカードに戸籍名及び旧姓の両方が格納されている必要があります。

※ 税理士名簿に通称名登録されている方は、マイナンバーカードに本名及び通称名の両方が格納されている必要があります。

Q6 どれくらいの期間で電子証明書は発行されますか。

A6 通常は2～3週間程度で発行されますが、更新期は混みあうことが想定されますので余裕をもってお申込みください。なお、申込状況は第五世代税理士用電子証明書管理ツールの「申込進捗状況の確認」から確認できます。

Q7 交付手数料について教えてください。

A7 交付手数料が発生した場合、電子証明書の発送と同時期に日税連が収納代行を委託するNTTファイナンスから請求書が発送されます。支払期限までにコンビニまたは銀行振込にてお支払いください。

	1枚発行の場合	2枚同時発行の場合
初回申込み	無料	2,200円
2回目以降の申込み	5,000円	7,200円

Q8 2枚同時発行できる意味を教えてください。

A8 使用していたICカードを紛失・破損した際に、もう1枚のICカードに切り替えることにより、電子申告を継続して行うことが可能となり、業務の停滞を防ぐことができます。なお、e-Tax・eLTAXで登録できるICカードは1枚のみのため、同時に使用することはできません。2枚目のカードは予備カードとして大切に保管してください。

日本税理士会連合会 電子認証課（直通）

TEL：03-5435-0940 mail：icc@nichizeiren.jp

受付時間：9：30～11：30、13：00～16：30（土日祝日、12/28～1/4除く）

日時 令和2年12月9日(水)
16時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 確定申告期の税理士一括提出窓口の廃止について (総務課)

コロナウイルス感染症の感染拡大を受け税務行政においても、様々な変化が求められています。年明けから始まる確定申告期においてもソーシャルディスタンスをはじめとする必要な安全対策を徹底して、円滑に進められるよう準備しているところです。

できる限り密を避けるため、また電子申告を推進しておりますので、来年以降は、一括提出窓口を廃止させていただきます。e-Taxや郵送での提出をお願いいたします。控えの返信が必要な場合は、返信用封筒を同封願います。また、税務署へ提出される場合は、記載済み申告書の窓口へお並びください。

(2) 令和2年分所得税等確定申告期におけるe-Tax及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について (総務課)

イ e-Taxの受付時間 (利用可能時間)

○ 確定申告期間 (令和3年1月4日(月)～3月31日(水))
・ 全日 (土日、祝日を含む) 24時間 (注) 1 1月4日(月)は8時30分から受付開始。 2 毎週月曜日0時～8時30分及び3月21日(日)終日のメンテナンス時間を除く。ただし、3月15日(月)は終日受付を実施。
○ 通常期 (確定申告期間以外)
・ 月曜日～金曜日 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 24時間 (注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から受付開始。 ・ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

(注) 確定申告書等作成コーナーについては、24時間利用可能ですが、e-Taxにより提出(送信)する場合には、上記受付時間内に行っていただく必要があります。

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

○ 確定申告期間 (令和3年1月12日(火)～3月15日(月))
・ 月曜日～金曜日 (2月11日(木・祝)、23日(火・祝)を除く。) 9時～20時 ・ 日曜日 (2月21日、28日、3月7日、14日に限る。) 9時～20時
○ 通常期 (確定申告期間以外)
・ 月曜日～金曜日 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 9時～17時

(3) 不審なメール・偽サイトについて (総務課)

現在、還付金の振込先等の入力を求めるメール及び同メールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

アクセスすると被害を受ける恐れがありますので、ご注意ください。

国税庁ホームページアドレスは、<https://www.nta.go.jp/>です。

国税庁ホームページを利用時には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

また、国税庁(国税局、税務署を含む)では、還付金の振込先等の入力を求めるメールを送信することはありません。

先生方におかれましては、事務所の事務員の方、関与先の方へも注意喚起をお願いいたします。

(4) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について
(管理運営部門)

別添1 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」参照

イ 発送対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ 発送日 令和2年12月18日(金)

ハ 発送件数 約 1,350件

納期の特例を適用されている源泉徴収義務者のうち、イに記載の発送対象者に対して、別添1の「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」を12月18日に発送いたします。

関与先から照会等がございましたら期限内納付のご指導をお願いいたします。

(5) 令和2年分確定申告に係る振替納付日について (管理運営部門)

イ 申告所得税及び復興特別所得税 令和3年4月19日(月)

ロ 消費税及び地方消費税(個人事業者) 令和3年4月23日(金)

令和2年分の確定申告に係る振替納付日につきまして、記載のとおり決定しております。関与先等への納付指導及び振替納税の利用勧奨につきまして、ご協力をお願いいたします。

(6) 特例猶予の対象となる国税の範囲等について (徴収部門)

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合に申請することができる特例猶予の対象となる国税は、令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限が到来するものとなります。このため、令和3年3月15日が納期限となる令和2年分の所得税確定申告分については、特例猶予の対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、確定申告分の納付が困難な場合には、延納のほか、特例猶予期限までに納付することが困難な場合と同様に、他の猶予制度を適用できる場合があります。延納によっても納付が困難な場合には、その旨をご指導いただけますようお願いいたします。

(7) 各種説明会の開催について (中止) (個人課税部門)

先の例会でご説明させていただきましたが、例年12月に開催されていた個人課税関係の説明会(青色決算、白色決算、令和元年のみ消費税軽減対応の説明会)は全て中止となっておりますので、ご連絡させていただきます。

翌年再開する運びとなりましたら、改めましてご協力をお願いいたします。

(8) 申告相談において使用する同意書様式について (個人課税部門)

本年度も関東信越税理士会と国税局が協議し、昨年と同様の取り扱い(納税者の同意の元でマイナンバーの提示を受けた旨を証するために同意書の記入を納税者が行う)となり、同様の様式が策定されております。

同意書が必要となる協議派遣事業及び無料申告相談に用紙を用意いたします。

(9) 確定申告期の税務支援について (個人課税部門)

イ 協議派遣事業におけるe-Tax (代理送信) の推進について

令和2年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信を基本としておりますので、e-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

代理送信によるe-Taxが徹底されるよう7つの青色申告会・5つの農業青色申告会とも協議を重ねておりますので、ご理解をお願いします。

従事される先生方におかれましては、派遣先青色申告会等とよく事前に打合せをされるなどし、協議派遣における代理送信による申告が推進されますようご協力をお願いいたします。

ロ 税理士無料申告相談の日程等について

実施期間：令和3年2月16日(火)から3月5日(金)

実施場所：キララ上柴「ハナミズキ」

令和2年分確定申告期の無料申告相談を記載の日程等で実施予定となっております。熊谷支部から派遣に関し協力依頼等、ご連絡があるものと思われます。確定申告期間中のご多忙の中、大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお昨今のコロナ禍が収束するとは限らないため、当会場においてはマスク着用、換気、検温の実施、機器等の消毒、及び面接時にビニールシートを挟むなどの措置を行います。また本年は適切な入場者数の措置として、国税局の指示で、税務署会場も含め時間帯を指定した当日又は平行して事前の入場整理券の発行を検討しており、現在も協議中でございます。

相談会場での運営要領につきましては担当役員の先生と協議を進め、決定したい従事される先生方にお配りしますので、併せてよろしくお願いいたします。

(10) 相続税 e-Taxに係る個別勧奨等について (資産課税部門)

相続税 e-Taxについては、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」(平成30年6月25日財務省行政情報化推進委員会)において、主要業績指標(KPI)として相続税申告手続のオンライン利用率(2020年度25%)が設定されており、相続税申告は特に税理士等の関与割合が高く、税理士の皆様にご利用いただくことが、相続税 e-Taxの普及・拡大に直結するものと考えております。

つきましては、今後、関与される相続税の申告は、是非とも e-Tax をご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、e-Tax手続の一部について既にご利用いただいている税理士等を対象に個別に勧奨させていただくことがございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

下記のとおり、相続税の申告に係る参考資料が国税庁HPに掲載されておりますので、ご活用願います。

また、贈与税 e-Taxについても、ご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

参考資料

○「税理士の方へ はじめてみませんか？相続税申告の e-Tax！」

(令和2年5月) 8月の例会で交付済

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」→「刊行物等」→「パンフレット・手引」→「電子申告等関係」

○「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A」を改訂しました。

(令和2年9月23日)

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」→「税理士に関する情報」→「刊行物等」

○「個人から財産をもらった方の贈与税の申告の作成・送信は国税庁ホームページから！」(令和2年11月)

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」→「刊行物等」→「パンフレット・手引き」→「相続税・贈与税関係」→「相続税・贈与税の申告のしかた・手引きなど」

添付書類

1 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」

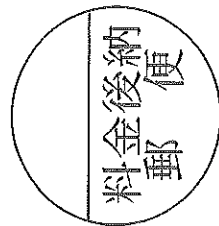
リーフレット

○「個人から財産をもらった方の贈与税の申告の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！」

5 県税事務所からの連絡事項

(1) 地方税共通納税システムの利用促進について

<表面>



郵便はがき

□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---

殿

(整理番号)

税務署長

期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
納付期限	年 月 日	日 限

連絡先

担当部署

電 話 (内線) (源泉所得税担当)

この電話番号は電話がつながると自動音声案内が流れますので「2」をお選びください。

この郵便物についての照会等は、上記税務署担当部署へお願いします。

<裏面>

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、貴社（あなた）が、表記の「期間」内に支払った給与や退職手当、税理士等の報酬などから源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてまいりました。

表記の「納付期限」までにお忘れなく納付されますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、期限内納付が困難な場合には、所轄の税務署長に申請することで、納付期限の延長措置等を受けることができる場合がありますので、国税庁ホームページをご確認いただくか、当署にご相談ください。

- ◎ 納付税額がない場合でも、所得税徴収高計算書（納付書）は、税務署へ提出してください。
- ◎ 納付期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならぬことがあります。
- ◎ 税務署での面接による相談は、原則として「事前予約制」としておられます。
- ◎ 既に納付済みの方につきましては、このお知らせが送付された場合には、行き違いになったものと思われまので、ご了承願います。
- ◎ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）が便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

個人から財産をもらった方の

贈与税の申告書

の作成・送信は

自宅で

国税庁ホームページから！



多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、
ご自宅で申告書を作成することができます！



STEP

1

ご自宅のパソコンから
「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



確定申告書作成コーナーの
利用者の感想

94%の方が役立つ
と回答

確定申告書作成コーナーの

利用率

3人に2人が利用

STEP

2

申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダーライター または
マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



(注) ICカードリーダーライターとして代用できる端末は、一部のAndroid端末のみ

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知

ID・PW

ID・PW
が目印

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード！

本人確認番号 (16桁数字・半角)	1111	1111	1111	1111
確認番号 (16桁数字・半角)	a12345678			

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・過去に確定申告会場で、ID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※作成した申告書を、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

■個人から財産をもらったときの贈与税の申告について

令和2年1月1日～令和2年12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、

①「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき

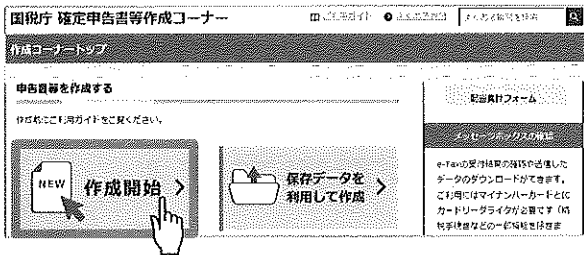
②「相続時精算課税」を適用するとき

には、申告期限（令和3年3月15日）までに贈与税の申告をしなければなりません。

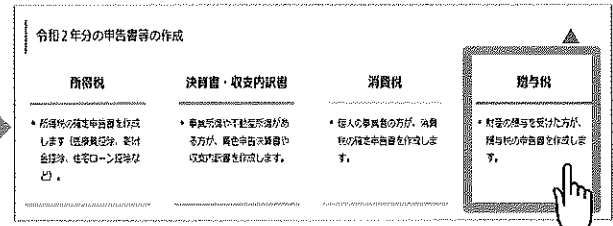
国税庁ホームページはこんなに便利！

画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます

トップ画面で「作成開始」を選択します。



「贈与税」申告書の作成を開始します。



贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ (各文字1文字以内) 氏名
 (2) 贈与者の氏名 漢字 (各文字1文字以内) 漢字
 (3) 贈与者の続柄 (各文字1文字以内) 続柄
 (4) 贈与者の生年月日 (各文字1文字以内) 生年月日
 (5) 贈与者の住所 住所

財産をあげた方の情報を入力

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日 年 月 日 年 月 日

もらった財産の情報を入力

(2) 贈与を受けた財産の種類 種類 種類
 (3) 贈与を受けた財産の細目 細目 細目
 (4) 贈与を受けた財産の利用区分 又は銘柄、名称等 利用区分

入力内容に基づき申告書が作成されますので、内容を確認し、e-Tax送信又は書面で提出してください。

申告書等作成終了

送信前の申告内容確認

確認する情報の選択

項目	確認	印刷
申告書送信履歴(再送信)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
贈与税の申告書第一号(申告内容確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
贈与税の申告書第二号(申告内容確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
贈与税の申告書第三号(申告内容確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

① 確認の手順

手順1 画面の印刷ボタンをクリックしてください。

手順2 画面に表示される通知のファイルを開き、印刷用の紙へリサイズしてください。

根拠表示・印刷

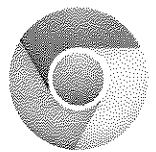
添付書類のイメージデータによる提出について

e-Taxで贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類(例: 戸籍の謄本など)について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができます。

- 操作が分からない場合は「ご利用ガイド」をご確認ください。また、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問は確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。
- 「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問い合わせください。
お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

Google Chrome が使えます

令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。
(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。



マイナンバーカードでできることって?

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。また、マイナンバーカードでe-Taxにログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認することができます。

マイナンバーカードの取得方法

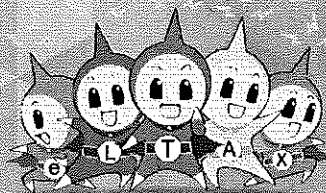
スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから！



マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



地方税 共通納税システムで 業務効率化!

1000以上の金融機関が参加!

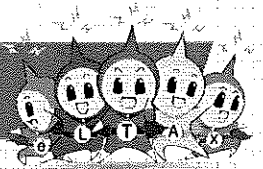


納税者のみなさまにご報告! 詳しくは裏面を見てね!

金融機関 窓口等への お出かけ不要!!	全地方 公共団体へ 一括で納税 できる!!	ダイレクト 納付が できる!!	手数料 無料!! ※ 0円
---------------------------	--------------------------------	-----------------------	---------------------

※ 電子証明書の取得に別途費用がかかる場合があります。

地方税の納税が変わる! これまでとこれから!



オフィスや自宅でラクラク電子納税!

Before

これまでは…



納付書や取扱金融機関が納付先の自治体ごとに異なり事務処理がとても煩雑…



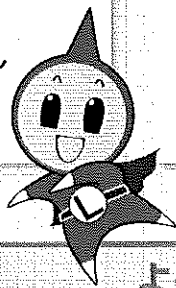
金融機関の窓口が混雑している場合は長時間待たないといけない…



そもそも金融機関まで足を運ぶのが面倒…

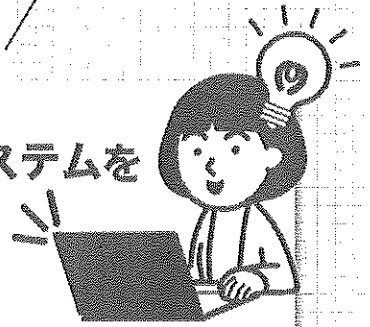


特に個人住民税の納付事務は毎月発生し事務負担が大きい…



After

地方税共通納税システムを使うと!



金融機関の窓口に出向くことなく、オフィスや自宅からPCで電子納付できる!



事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」ができる!



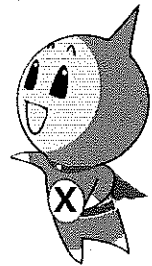
電子申告から納税までワンストップで手続きできる!



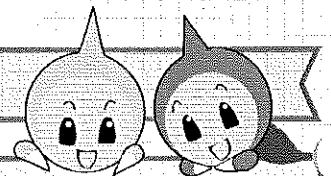
複数の自治体に一括で納付できる!



納付先の自治体の指定金融機関でない金融機関からでも納付できる!



よくあるご質問 Q & A



Q

地方税共通納税システムで納税できる税金の種類は?

A

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税 (地方法人特別税)
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 個人住民税 (給与特徴) (退職所得に係る納入申告)

Q

利用できる時間は?

A

平日および月末最終土曜日と翌日の日曜日の8時30分から24時までご利用できます。

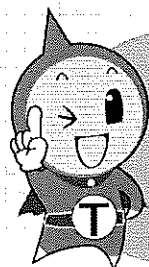
※別途、休日に利用できる日があります。

Q

ダイレクト納付とは?

A

事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。



ご利用者の生の声を紹介します!

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事が捗ります! 全国の自治体に一括で納付できるのも便利です!

共通納税

共通納税の概要

基本的な操作

納税の手順

代理人が納税する場合の手順

納税手続きの手順

ペイジー (Pay-easy) を介した納税の手順

共通納税対応金融機関

納税の手順

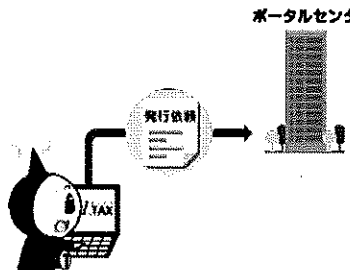
共通納税の手続きには、収納機関番号や納付番号などの納付情報が必要になります。eLTAXの共通納税では、まず最初のステップで納付情報を発行するための手続き（「納付情報発行依頼」といいます。）を行い、次のステップでポータルセンタから発行された納付情報を受け取り、最後のステップで受け取った納付情報をもとに納税を行います。

事前準備

納税を行うためには、対象の地方公共団体全てに利用届出の提出が必要です。PCdesk (DL版) の利用者情報メニューの「提出先・手続き変更」より、提出先及び税手続きの追加をします。

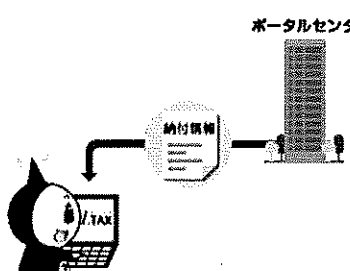
🔍 検索する





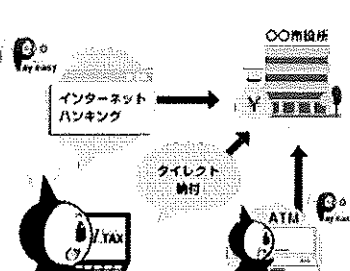
Step1 納付情報の発行依頼を行う

申告データ又は納付用の基本情報を入力して、納付情報の発行依頼を行います。



Step2 納付情報を受け取る

納税者が納付情報を受け取り、確認します。
(代理人も確認可能です。)



Step3 納税を行う

ダイレクト納付やインターネットバンキング、ATMなどにより納税を行います。
(金融機関により、利用可能な納税方法が異なります。)

納付済の確認方法

納税手続完了後、「納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。

- ※ 納税できなかった場合、残高不足などの「エラー通知」が格納されますので、必ず納付状況(エラー情報)の確認をお願いします。
- ※ 納付日を指定して納税された方は、指定した期日の午前中にメッセージボックスの内容をご確認ください。

[トップ](#) > [共通納税](#) > [納税の手順](#)

eLTAXのご案内

- ➡ eLTAXの概要とサービス状況
- ➡ eLTAXのご利用に必要な準備
- ➡ eLTAX対応ソフトウェア
- ➡ ご利用いただく際の注意事項

電子申告

- ➡ 電子申告の概要
- ➡ 基本的な操作
- ➡ こんなときには

共通納税

- ➡ 共通納税の概要
- ➡ 基本的な操作
- ➡ 共通納税対応金融機関

電子申請・届出

- ➡ 電子申請・届出の概要
- ➡ 基本的な操作

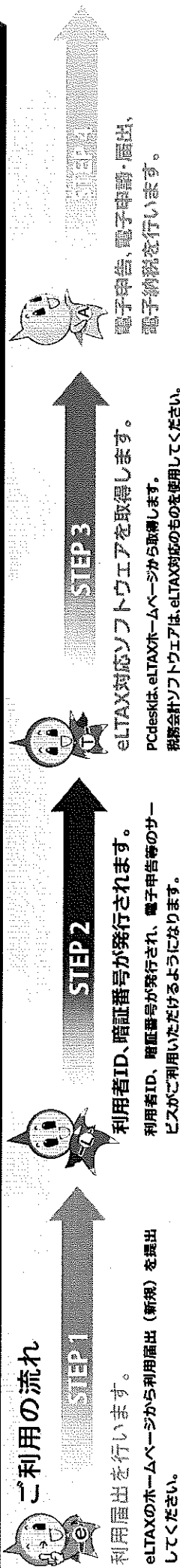
サポート

- ➡ 各種ドキュメント
- ➡ 用語集
- ➡ よくあるご質問
- ➡ お問い合わせ
- ➡ アンケート

[➡ 著作権について](#) [➡ 個人情報保護について](#) [➡ リンク](#)

Copyright(C)2019 地方税共同機構 All Rights Reserved.

ご利用の流れ



1 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。権限の届出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って届出先を追加します。

2 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出手続きを行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は、利用者IDが必要です。

3 電子納税

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、金融機関が提供しているインターネットバンキングやATMなどから、ペイジーを介して税金を納付することができます。

利用可能な手続き

- 電子申告対象税目
 - 法人都道府県民税
 - 法人事業税
 - 特別法人事業税(地方法人事業税)
 - 法人市町村民税
 - 固定資産税(償却資産)
 - 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)
 - 事業所税
 - 電子申請・届出
 - 法人設立届出や異動届出等
 - 申告手続きに関連した申請・届出手続き
 - 電子納税
 - 申告手続きに関連した納付手続き(※)
 - (※)固定資産税(償却資産)を除く
- ※地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。

受付中 地方税 共通納税システム

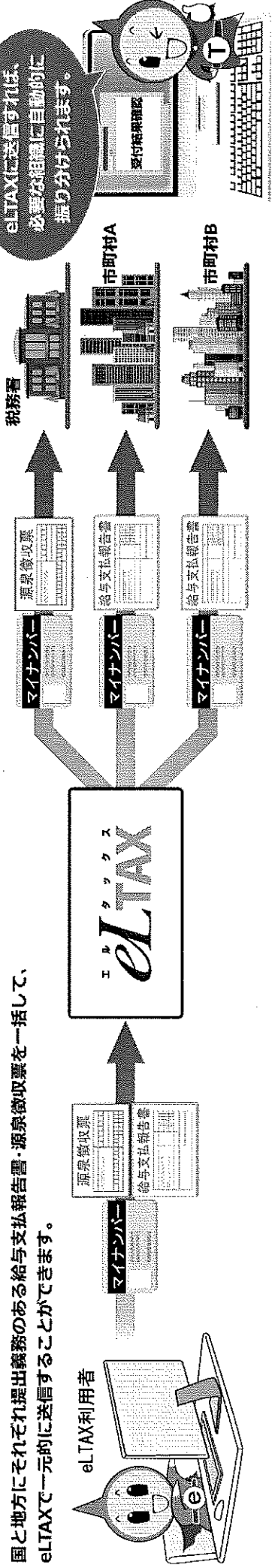
詳細情報は ホームページでご確認ください。
<https://www.e-tax.lta.go.jp>

エルタックス

- 1 全地方公共団体へ電子納税ができます!!
- 2 ダイレクト納付ができます!!
- 3 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!
- 4 電子納税で納付事務の負担軽減!!
- 5 手数料無料!! 0円

サービス 向上だね!

給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の一元化について

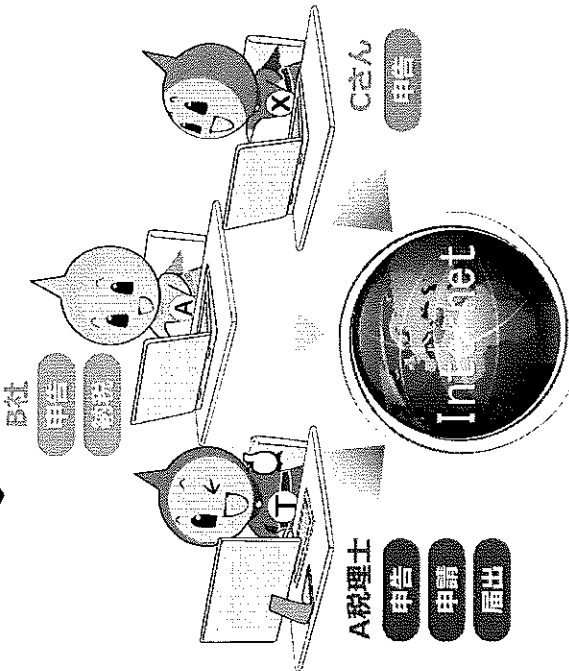


国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

eLTAX電子申告の概要

地方税の申告、申請などの手続きは、それぞれその地方公共団体で行っていただく必要がありますが、eLTAXでは、インターネットからそれぞれの地方公共団体一括手続きできます。

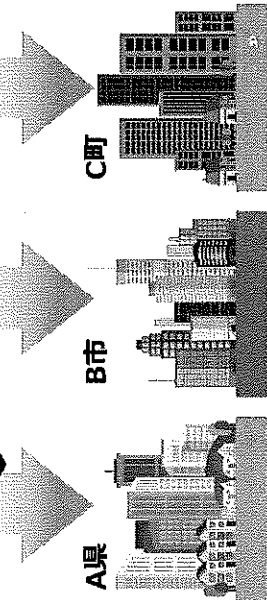
① インターネットで申告



② 地方税ポータルセンターで受付



③ 各地方公共団体へ配信



2020年
4月1日
から

大法人のeLTAX使用が
義務化されました！

大法人(資本金が1億円超の法人等)が行う法人住民税及び法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。



eLTAXは義務化
とともに利用はの
びを認めます！

※2020年4月1日以後に
開始する事業年度から
適用

2021年
1月1日
から

給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等
による提出義務基準が引き下げられました！

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

エルタックス

検索

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご購入いただけます(※)

(※)利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

ご利用の際のご不明な点等は「よくあるご質問」
をご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>

国税電子申告・納税システム (e-Tax) もご利用ください。

▶ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

国税庁 e-Tax キャラクター : イータキ

自宅で
オフィス

インターネットでまとめて、簡単手続き！

エル
タックス
eLTAX

ポータルシステム

地方税の電子総合窓口

手数料無料!!

自宅やオフィスから地方税が納付できます

一括処理!!

給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます

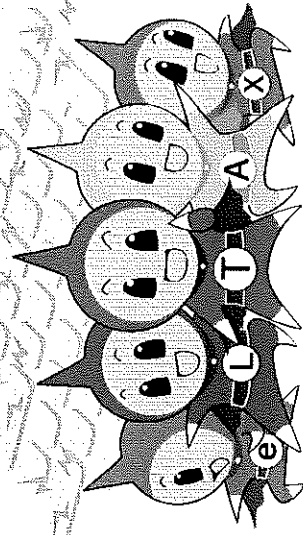
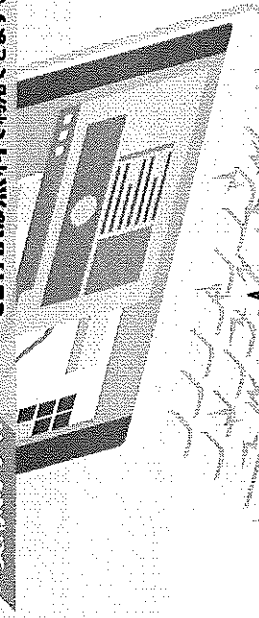
全国の地方公共団体に

提出可能!!

複数地方公共団体へ一括提出できます

費用がナシ!!

eLTAXは無料で利用できます(※)



エル
タックス
eLTAX

(※) eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要がまいります。これらの準備には費用が必要なものもおります。

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY